

## 第6章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

### 6-1 施設緑地の整備目標及び配置方針

#### (1) 都市公園

##### ①住区基幹公園

- 市民にとって最も身近な公園であり、主として市街地内において、宅地化の状況や将来の土地利用計画、市街地開発計画などを勘案しながら適正に配置を行い、整備を進めます。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
街区公園	<p>●将来の土地利用計画や市街地開発計画をもとに、日野川や主要幹線道路等の分断要素を考慮して、適切に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業が施行中の「武生本保」、「芝原」、「北府北部」、「神山南部」において新たに6箇所(0.99ha)を配置し、整備を促進します。</li> <li>今後行われる市街地開発や宅地開発等においても、利用者のニーズに応じた街区公園を適正に配置します。</li> <li>既設の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用者のニーズに合わないなど、改善を要するものについては再整備に努めます。</li> </ul>
近隣公園	<p>●市街地に生活する市民の憩いの場となる公園として、また、防災や身近なレクリエーション機能を有する公園として、適切に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、新たに近隣公園を配置する計画はありませんが、まちづくりの資産として有効な土地利用が一団に行われていない地区などにおいて、今後の宅地開発の状況等を勘案しながら適切な配置を検討します。</li> </ul>
地区公園	<p>●多様化する市民のニーズを踏まえつつ、地域における中心的なレクリエーション活動の場として適切に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瓜生水と緑公園は、市民の身近なレクリエーションや憩いの場を創設するとともに、隣接する下水処理施設と一体的に整備することで、処理場のあり方や水の大切さに対する市民の理解と意識向上を目指します。</li> <li>将来、建設が計画されている北陸新幹線南越駅(仮称)周辺においては、新幹線開業に伴うインパクトを適切に受け止めるために導入すべき機能の検討と併せて、新たな玄関口にふさわしい公園の配置を検討します。</li> </ul>



紫式部公園（近隣公園、整備済）



瓜生水と緑公園の現整備イメージ（地区公園）

## ②都市基幹公園

- 総合的なリクリエーション活動の場として市民全体の利用を対象としますが、丹南地域の中心都市として、周辺都市の住民の利用にも対応した広域的な公園として配置します。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
総合公園	<p>●村国山や愛宕山など越前市らしさを象徴する自然環境の下で、市民の休息、鑑賞、遊戯、運動など総合的なリクリエーション活動の中心となる公園として、広域的な利用を対象として適切に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白崎公園（11.20ha）は、適切な維持管理に努めるとともに、周囲の山地の緑と一体となった個性的な公園として充実を図ります。</li> <li>丹南地域総合公園（15.90ha）は、市民緑地制度の活用と併せて、丹南地域の住民の利用を対象とした広域的な公園として整備を促進します。 (※平成19年度末に都市計画変更：16.40ha→15.90ha)</li> <li>芦山公園（35.20ha）、和紙の里公園（64.30ha）は整備済ですが、市民が集うより魅力ある公園として、機能充実のあり方を検討します。</li> </ul>
運動公園	<p>●市民のスポーツ活動、リクリエーション活動の中心となる公園として、広域的な利用も視野に入れながら適切に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>武生東運動公園（14.90ha）は、適切な維持管理に努めるとともに、さらなる利便性の向上を図ります。</li> </ul>



白崎公園（総合公園）



丹南地域総合公園の整備イメージ（総合公園）



和紙の里公園の遠景（総合公園）



武生東運動公園（運動公園）

## ③特殊公園（風致公園）

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
風致公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特に市街地に隣接・近接して良好な自然景観を形成している地区において、その良好な風致の維持・活用を目的として配置します。</li> <li>・今立市街地の北に隣接する三里山に整備された花筐公園（4.20ha）は、今後とも適切に維持管理を行い、良好な風致を保全します。</li> </ul>   <p>花筐公園（風致公園）</p>

## ④緑地（河川緑地）

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
河川緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●骨格的な水辺軸である日野川をはじめ、良好な自然環境を有し、これを損ねずに緑地としての整備が可能な河川において配置します。</li> <li>・日野川河川緑地（5.54ha）は、松ヶ鼻園地（広場：3.60ha）や丹南ふれあいスポーツレクリエーションロード（自転車道）と併せて、日野川の水辺空間一体となった潤いのある緑地として活用します。</li> </ul>   <p>日野川河川緑地（河川緑地）</p> <p>丹南ふれあいスポーツレクリエーションロード</p>

## (2) 公共施設緑地

### ①都市公園に準じる機能をもつ施設

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
広場 (帰属公園)	<p>●主として、市民の身近な憩いや遊びの場となる街区公園の機能を補完する緑地として、土地区画整理事業や開発行為により整備された帰属公園を中心に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地における低未利用地を活用して行われる民間の宅地開発に対しては、可能な限り緑地面積を広く確保するよう誘導します。</li> <li>郊外部における宅地開発は極力抑制することを基本としますが、既存の集落や団地開発等に隣接して開発が行われる場合も、可能な限り緑地面積を広く確保するよう誘導します。</li> </ul>
広場 (その他)	<p>●都市公園に準じる機能を有し、市民の身近なレクリエーション活動や自然体験の場、歴史探訪の場などとして適切に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水芭蕉、牡丹、花菖蒲等の花々が四季を彩る越前の里公園（6.60ha）、市の花（菊）をテーマとした万葉菊花園（2.40ha）、三里山の麓に位置する逢坂山公園（0.28ha）、剣豪佐々木小次郎の歴史性を活かした小次郎公園（1.84ha）、まちなか観光の拠点である蔵の辻（0.18ha）ほか、計10箇所（19.32ha）を位置付け、機能の充実に努めます。</li> </ul>



開発行為で整備された公園（帰属公園）



越前の里・味真野苑（その他）



蔵の辻（その他）



小次郎公園（その他）

## ②公共施設における植栽等

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所をはじめとする公共施設は、多くの市民が集まる場所であり、市民に対する緑化意識の高揚を図るためにも、花や緑による積極的な緑化に努めます。</li> <li>小中学校や高校等の教育施設のグラウンド 26箇所 (37.23ha) を緑地として位置付けます。また、敷地の周囲への積極的な植栽、心象に残るシンボルツリーの植樹、自然・環境学習の場となるビオトープの整備などにより、緑豊かな学校づくりに努めます。</li> </ul>
公共空地 (歩行者専用道路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地内に整備されている歩行者専用道路 4路線 (1.86ha) を公共空地として位置付け、安心して快適に歩ける空間として充実を図ります。</li> <li>このほか、主要な幹線道路網をはじめ、公園緑地や公共施設間をつなぐ路線においては、街路樹の積極的な整備と適切な維持管理に努めます。</li> <li>身近な生活道路の沿道や植樹枠を利用して、地域が主体となった花植えなどの取り組みを支援し、愛着のもてる道路空間の創出に努めます。</li> <li>北陸自動車道等の長大な法面については、越前市本来の植生を活かした植栽を検討するなど、緑の連続性の確保に努めます。</li> </ul>



教育施設の緑（公共公益施設）



味真野のサクラ



国高歩線（歩行者専用道路）



桜の咲く並木道

### (3) 民間施設緑地

- 古くから栄えた本市には、市内全域にわたって神社・寺院が点在しているとともに、屋敷林や大木を伴った民家も見られ、これらを民間施設緑地として位置付けます。

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
寺社境内地	<p>●市内に点在する神社・寺院は、地域に住む人の身近な憩いの場としても利用され、また、鎮守の森や地域のランドマークとなる大木を有するなど地域における重要な緑地資源となっており、民間施設緑地として位置付け、適切な保存・管理に努めます。</p> <p>・市内（都市計画区域内）に点在する神社・寺院 268 箇所（33.27ha）を民間施設緑地として位置付け、所有者に対する意識向上や文化財保護法や景観法等の法制度の活用により境内林の保存・管理に努めるとともに、子どもたちの遊び場など地域の身近な憩いの空間として位置付けます。</p>
民家の屋敷林	<p>・田園地域内の農村集落を中心として、地域のランドマークとなるような大木や屋敷林を伴った民家が見られ、所有者に対する保存意識の向上を図るとともに、文化財保護法や景観法等の各種法制度の活用も含めた保存・管理の方法を検討しながら、今後とも適切な保存に努めます。</p>
市民緑地	<p>・丹南地域総合公園が配置されている愛宕山において、残された樹林地の適切な保全を図るとともに、丹南地域総合公園と一体となって市民の利用に供する緑地として配置します。</p>



総社大神宮（神社境内地）



日野神社（神社境内地）

## 6-2 地域制緑地の指定目標及び配置方針

### (1) 緑地保全地域 (平成16年の法改正に伴い新たに創設)

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
緑地保全地域 (都市緑地法)	・無秩序な市街化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保などの観点から適切に保全する必要がある緑地について、今後配置を検討します。

### (2) 特別緑地保全地区 (従来の緑地保全地区から名称変更)

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
特別緑地 保全地区 (都市緑地法)	・無秩序な市街化の防止、歴史的・文化的価値を有する緑地の保全、動植物の生息・生育地となる緑地の保全など、良好な自然環境を形成し、都市環境の保全を図るために必要な緑地について、今後配置を検討します。

### (3) 風致地区

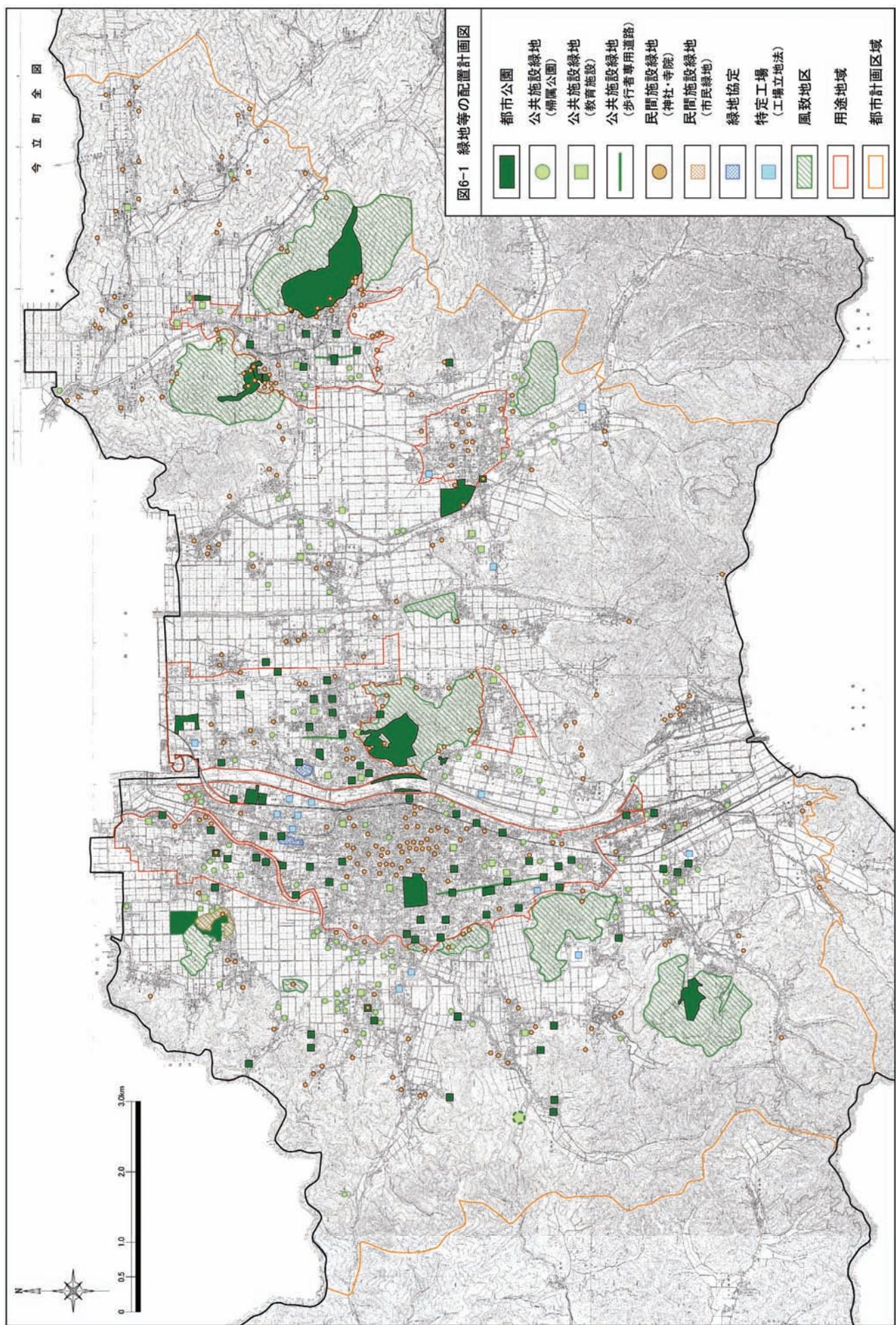
緑地の種別	指定目標及び配置の方針
風致地区 (都市計画法)	・村国山や妙法寺山、茶臼山、三里山など景観的なランドマークであり、市街地に隣接してまちの背景となっている独立丘陵地および都市公園を取り囲む里山など 11箇所 (850ha) について、環境保全を図るため風致地区として配置を検討します。

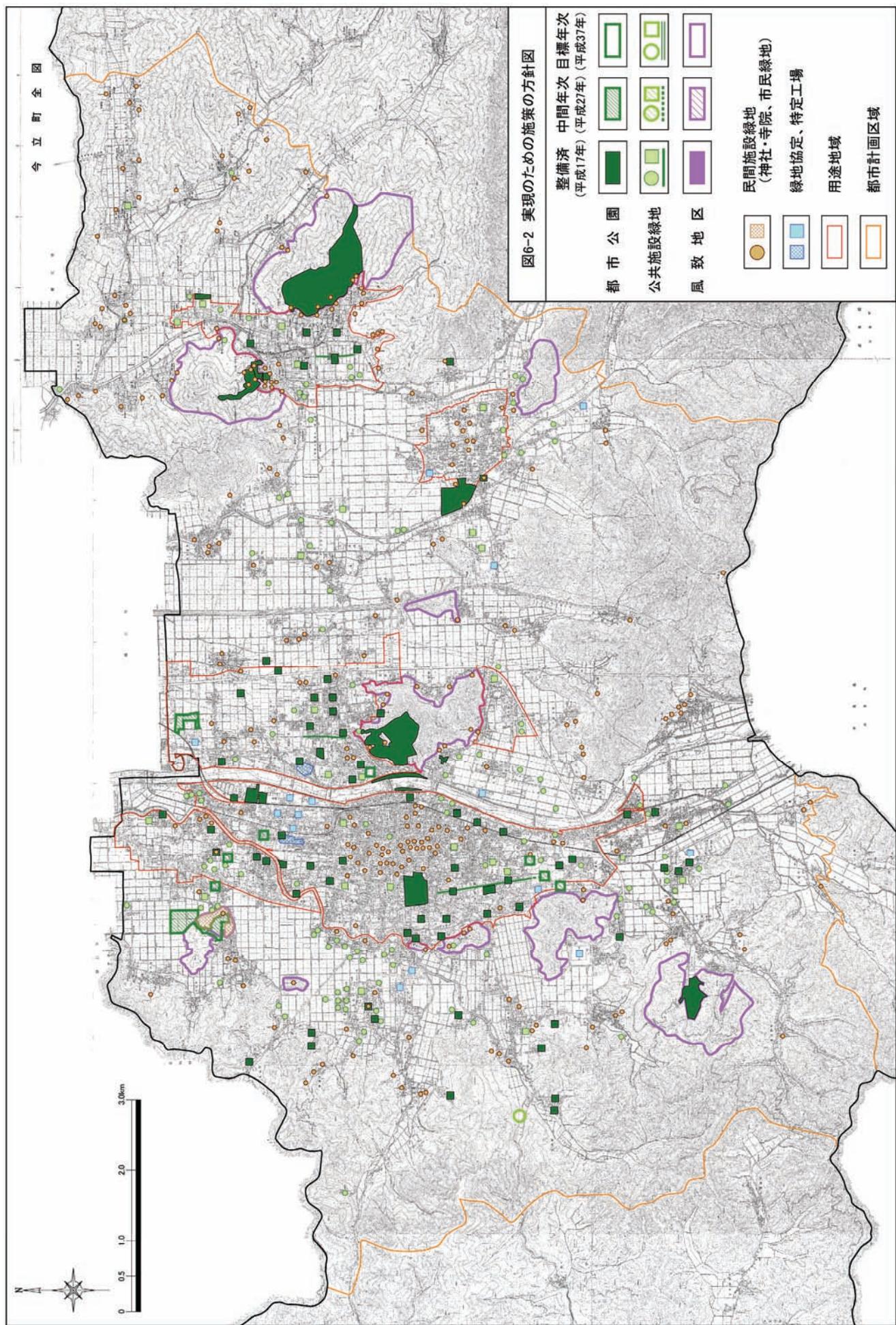
### (4) 緑地協定

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
緑地協定 (都市緑地法)	・現在協定を結んでいる八幡地区 (3.1ha)、北府地区 (3.2ha) は、引き続き良好な居住環境の維持を図るとともに、今後、民間等による宅地開発に併せて指定・活用を検討します。

### (5) 法令による緑地 (工場の緑化に関する届出)

緑地の種別	指定目標及び配置の方針
工場の緑化に 関する届出 (工場立地法)	・工場立地法に基づく 15 の事業所は、今後とも都市環境の維持・改善を図るため、敷地の周囲などの植栽 (13.84ha) を緑地として位置付けます。 ・その他の工場、今後新たに進出する工場についても、都市環境や生活環境を高めるため、積極的に緑化を誘導します。





## 6-3 都市緑化の目標及び緑化推進のための施策の例

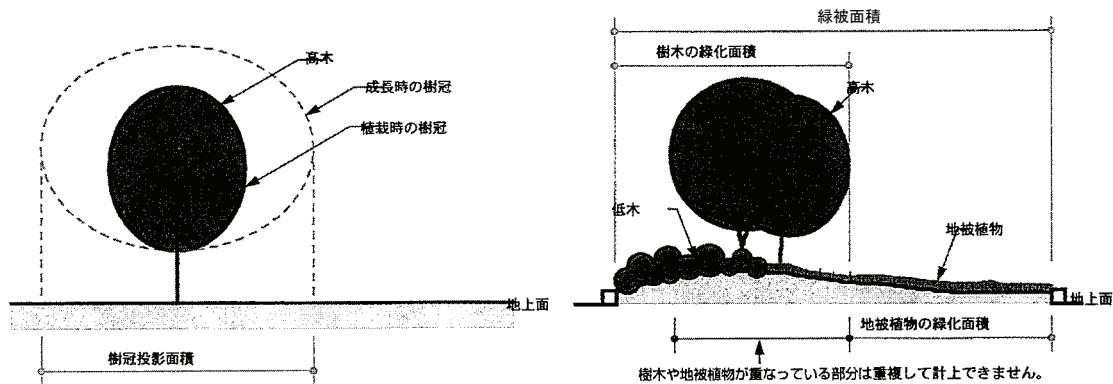
### (1) 市民とともに身近な緑を創り・育てる

#### ①市民のニーズに合った緑豊かな公園・緑地の整備

- 公園・緑地の緑は、木陰による利用者の休息をはじめ、気候の緩和、小動物の身近な生息域、自然とのふれあいの場など、様々な機能を有しています。
- 市民が安心して快適に利用できる公園づくり、市民が愛着をもって利用・管理できる公園づくりを目指すためには、利用者である市民のニーズを反映することが重要です。
- このため、既存の公園・緑地では緑の整備・充実に努めるとともに、新しく整備する公園・緑地については、市民とともに計画し、市民協働による整備に努めます。

	緑化の目標及び緑化推進の施策の例
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区公園は、緑被率30%以上を確保します。</li> <li>近隣公園、地区公園、総合公園は、緑被率50%以上を確保します。</li> <li>広場（帰属公園）については、地域の実情を踏まえた上で、可能な限り街区公園に準じた緑被率の確保に努めます。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の公園については、花植えや植栽など地域が主体となった取り組みを推進します。</li> <li>公園整備の計画段階において、ワークショップ等により市民の意見を反映し、市民が利用したくなる公園づくりを進めます。</li> <li>公園の芝生化のほか、植栽に当たっては、利用者の安全性、地域本来の植生等に配慮しつつ、木陰のできる大木や市の木、地域ごとに決めた木や花などを用いながら、個性が感じられる公園となるよう努めます。</li> <li>また、実際の整備に当たっても、市民の手で木を植える、遊び場やせせらぎを造るなど市民の参画に努め、誇りと愛着のもてる公園づくりに取り組みます。</li> </ul>

#### 〈参考〉 緑被面積・緑化面積算定の考え方



緑被率：敷地面積に対する緑被面積（樹木による緑化面積+地被植物による緑化面積）の割合  
緑化率：敷地面積に対する緑化面積（樹木による緑化面積）の割合

## ②協働による緑の維持管理

- ・緑豊かな都市環境を継続的に維持し、保全していくためには、行政だけでなく、市民や企業、NPO等の団体がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、協働で取り組むことが不可欠です。
- ・このため、公園の樹木の手入れや草刈り、落ち葉の清掃、森林の維持保全など、緑の多様な機能が発揮されるよう、市民と企業、団体と行政が一体となって適切な維持管理に取り組みます。

### 緑化推進の方針及び施策の例

- ・街区公園や帰属公園など身近な生活環境にある緑は、市民に対する意識啓発を促しながら、地域が主体となった維持管理を進めます。
- ・街路樹が整備されている路線のうち市管理分については、民間事業者への管理委託を行っていますが、剪定方法の工夫など、一年を通じて潤いのある道路景観が形成されるよう適切な管理に努めます。
- ・集落道路や河川・用水路等の身近な生活空間における草刈り、ゴミや落ち葉の清掃など、地域住民による環境美化活動を推進します。
- ・河川や山間などにおけるゴミや産業廃棄物等の不法投棄に対しては、地域や企業等の協力を得ながら、管理・監視体制の強化を図ります。



市民による美化活動の様子

### ③住宅地の緑化

- ・住宅地の緑は、地域住民が最も身近に取り組むことができる緑化であり、心に安らぎや潤いを与えるとともに、緑豊かな住宅地景観の形成や住宅地の質の向上につながる重要な要素として、市民主体による緑化を推進します。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標となる数値は特に定めませんが、可能な限り緑化を誘導します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住宅では、生け垣の設置やガーデニング等を推奨するとともに、緑化スペースが十分に確保できない場合においても、玄関先や歩道を花で飾るなどにより、潤いのある住宅地づくりを進めます。</li> <li>・中高層マンションなど一定規模以上の建築物については、壁面や駐車場等の緑化を誘導します。</li> <li>・地区計画制度や緑地協定の活用など、地域住民の主体的なルールによる緑化推進を促すとともに、新たな住宅地開発に際しては、緑化スペースを確保するためにゆとりある敷地規模の誘導に努めます。</li> <li>・住宅地・集落地域全体については、空き地やまちかどを活用したポケットパークの整備や花壇づくりなどを行い、市民主体の下で適切な維持管理に努めます。</li> </ul>



緑地協定を結んでいる住宅地



駐車場緑化の事例

### ④商業地の緑化

- ・商業地の緑は、地域や施設のイメージアップにつながり、多くの人を惹きつける魅力となります。特に、国道8号や旧国道8号などの幹線道路の沿道に立地する店舗等は、良好な道路景観の形成にも大きな影響を与えることから、積極的に緑化を誘導します。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標となる数値は特に定めませんが、可能な限り緑化を誘導します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗と前面道路等との間にはゆとり空間を設け、四季を彩る花や樹容が美しい樹木等の植栽を推進します。</li> <li>・前面道路側にゆとりを設けることが困難な場合は、店先にプランターや花鉢を設置するなどにより、訪れる人をもてなします。</li> <li>・屋上や壁面の緑化、駐車場の緑化（駐車車両の隠蔽）、採光部やテラスを花で飾るなどにより、店舗の個性を演出します。</li> </ul>

## ⑤工業地の緑化

- ・工業地の緑は、騒音や環境汚染などの環境負荷の低減、地域環境の向上、労働者に安らぎや潤いを与えるなどの効果が期待されるため、積極的な緑化に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場立地法及び企業立地促進法に基づくものは、各々に定められた緑地率を確保します。</li> <li>・その他の工場についても、可能な限り緑化を誘導します。</li> </ul>
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木による敷地周囲の植栽、駐車場や敷地の緑化・芝生化、屋上緑化や壁面緑化など、工場敷地における総合的な緑化推進を図り、緑豊かな工業地景観の形成に努めます。</li> </ul>



工業地緑化の事例（敷地外周）



工業地緑化の事例（敷地内）

## ⑥地域のランドマークとなる樹木の保全

- ・樹木は、20件が天然記念物に指定（県：9件、市：11件）されているほか、神社・寺院を取り囲む鎮守の森、地域のランドマークとして親しまれている大木、民家の屋敷林や樹木など、保全することが望ましい名木・大木が数多く見られます。
- ・これらの樹木について、天然記念物や保存樹等としての指定を検討するとともに、所有者に対する保存意識の高揚を図りながら、適切な保全に努めます。

緑地保全の方針及び施策の例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のランドマークとなる寺社林や屋敷林、巨木・名木等の分布について、広く市民から情報を収集しながら、的確な把握に努めます。</li> <li>・所有者に対する保存意識の高揚を図るとともに、法制度を活用しながら適切に保存し、資源マップの作成、標識の設置等と併せて、愛着心の向上を図ります。</li> <li>・宅地開発等に際しては、地域に親しまれている樹木を可能な限り残すよう努めるとともに、他の場所へ移設するなど、歴史や思い出のある樹木を後世に伝えていきます。</li> </ul>	

 <p>味真野のサクラ</p>	 <p>八幡神社と大杉群</p>
--	--

## ⑦緑化意識の普及・啓発

- 市民一人ひとりがまちに誇りと愛着をもち、主体的・積極的な緑化活動が展開されるよう、緑化に対する意識啓発に継続的に取り組み、良好な都市環境の整備・充実を図ります。

### 緑化推進の方針及び施策の例

- 生け垣づくりや花植え、ガーデニング、樹木の植栽など、市民の緑化意識の向上を図りながら、市民一人ひとりが主役となった家庭や地域の緑化推進に努めます。
- 地域や事業所における花壇コンクール・緑化コンクールの開催など、緑化活動に対する表彰制度の創設を検討し、市民自らの手による積極的な緑化推進を図ります。
- 緑に関するイベントや講演会、講習会や教室等の開催、広報誌やホームページへの情報掲載、パンフレットの作成などを通じて、樹木や草花の育成の仕方など緑化に関する幅広い知識や専門的な技術の普及に努めます。
- 結婚や出産等に際して、記念樹の植樹を行うなどにより、緑に対する関心や愛着心の醸成を図ります。
- 学校教育の場における環境教育の一環として、ビオトープや教材園、課外授業等を通じて、自然や緑とのふれあいの場を設けます。



市民による緑化活動の事例



市民によるビオトープづくり

## ⑧支援体制づくり

- 地域自治振興事業などを通じて現に行われている地域主体の緑化活動を支援するとともに、新たなボランティア活動などを推進しながら、市民主体による緑化活動に対する技術的・財政的支援を行い、市民と行政が一体となって緑化推進に努めます。

### 緑化推進の方針及び施策の例

- 本市におけるまちづくりの基本は、「市民自治」「市民と行政の協働」であり、越前市自治基本条例に基づく地域自治振興事業や、越前市住みよい街づくり推進条例に基づく地域街づくり計画等を適切に運用しながら、市民や地域が主体となった緑化推進を図るとともに、緑化推進組織や緑化ボランティア等の育成に努めます。
- 樹木や苗木、花の種等の配布、生け垣づくりの補助金制度など、住宅地の緑化を推進するための支援策や助成制度の整備・拡充について検討します。
- 市役所等における緑の相談窓口の設置、緑の専門家や樹木医の育成・登録制度の整備など、緑や樹木等に関する情報を日常的に市民に提供する体制づくりを検討します。
- 景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定など、関連する法制度を活用しながら、魅力と潤いのある越前市の創出に向けて総合的に取り組みます。

## (2) 歴史と水と緑が融合したまちなみを保全・創出する

### ①顔となる国府のまちづくり

- かつて越前国府として栄え、重厚な歴史・文化を有する中心市街地では、丹南地域の中心都市としての都市機能と居住機能が融合する場所として、魅力ある中心市街地の再生に向けて、積極的な緑地の保全・創出に努めます。

#### 緑化推進の方針及び施策の例

- 歴史の核となる總社大神宮をはじめとして、中心市街地内に存在する数多くの神社・寺院の鎮守の森を適切に保全します。
- 蔵の辻を緑地として位置付け、まちなみ観光の拠点として魅力向上に努めます。
- 都市緑化の先導役として、市役所をはじめとする公共施設の緑化を推進します。
- 商店街では店先を花や緑で演出し、訪れる人をもてなします。
- 木陰のできる並木道づくり、花による沿道の修景、まちかどや空き地を利用した小公園づくりなど、歩行者の快適性を重視しながら、安らぎが感じられる緑化を推進します。



蔵の辻（美しいまちなみ大賞）



松並木の面影を残すまちなみ

### ②文化が薫る万葉の里づくり

- 味真野地区では、万葉の文化を継承するとともに、茶畑や桐畑、竹林等の地域特有の風景を活かして、文化の薫り高い緑のまちづくりに努めます。

#### 緑化推進の方針及び施策の例

- 茶畑や桐畑、竹林など、居住環境と融合している地域の緑、さらに、その中に点在する神社・寺院を取り囲む鎮守の森に対する地域住民の愛着心の醸成を図り、地域住民の協力の下に適切に保全します。
- 越前の里公園や万葉菊花園は、地域固有のテーマを活かした四季折々の花と緑のある公園として、適切に維持管理します。
- 周囲の良好な自然環境を活かして、環境教育の場となる緑地の整備に努めます。



地域林に囲まれる味真野の市街地



越前の里・味真野苑

### ③歴史と伝統が息づく和紙の里づくり

- ・日本一の手すき和紙の産地として1500年に及ぶ歴史を有する五箇地区、伝統行事である蓬萊祀の舞台となる岡太神社及びその周辺の歴史的な家並みを活かして、歴史・文化と周囲の山並みが一体となった緑のまちづくりに努めます。

#### 緑化推進の方針及び施策の例

- ・三里山等の樹林地と一体となって整備されている佐山姫公園、花篠公園、和紙の里公園は、個性豊かな緑の拠点として、地域住民の協力を得ながら適切に維持管理します。
- ・岡太神社の鎮守の森や大滝神社奥の院の社叢林、樹齢600年といわれる薄墨桜など、地域のランドマークとなっている樹木・樹林を適切に保全します。
- ・鞍谷川沿いの桜並木を保全するとともに、その他の河川についても緑化や花植えに努め、地域住民が誇りをもてる、安らぎのある散策路として活用します。
- ・歩行者回遊のコースとなる通りでは、花や緑による沿道の修景、まちかどや空き地を利用したポケットパークの整備などにより、歩いて楽しめる環境の創出を図ります。



和紙の里通り



大滝神社

### (3) 広がりのある緑のネットワークを形成する

#### ①公共公益施設の緑化

- 市役所や文化施設、公民館をはじめとする公共公益施設は、市民が日常的に訪れる場所、市民のまちづくり活動の拠点となる場所であり、市民に対する緑化意識の高揚を図り、都市緑化推進の先導的役割を担うものとして、積極的な緑化推進に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	・目標となる数値は特に定めませんが、可能な限り緑化措置を行います。
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の外周には、安全性に配慮した上で、高木や大きく成長する木を植栽します。</li> <li>市の木（桜）や市の花（菊）、地域や集落ごとに決めた木や花を用いるなど、個性が感じられる植栽を行います。</li> <li>地球温暖化対策の観点からも、敷地や駐車場の芝生化、壁面緑化や屋上緑化を含め、総合的な緑化推進を検討します。</li> <li>市民に身近な施設として、市民の手作りによる花壇やプランター・花鉢等の設置に努めます。</li> </ul>




公共公益施設の緑化の事例

#### ②学校教育施設の緑化

- 小中学校、高校等の学校教育施設の緑は、心豊かな人間性を育む環境教育の一環として、緑化推進に努めます。

緑化の目標及び緑化推進の施策の例	
緑化の目標	・目標となる数値は特に定めませんが、可能な限り緑化措置を行います。
緑化推進の施策の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の外周には、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないなどの安全性に配慮した上で、高木の植栽帯を設けます。</li> <li>市の木（桜）や市の花（菊）などを活かしつつ、環境学習に資するよう多用な樹種の植栽や学校ビオトープの整備を推進します。</li> <li>味真野小学校の桜に代表されるような、児童生徒の心に心象風景として残るシンボルツリーの植栽に努めます。</li> <li>グラウンドの芝生化については、維持管理に係る費用や地域住民の協力体制などを総合的に勘案した上で、導入を検討します。</li> <li>地球温暖化対策の観点からも、壁面緑化や屋上緑化の推進に努めます。</li> </ul>

### ③道路空間を活かしたネットワーク

- ・道路空間における緑のネットワーク形成に当たっては、単に木を植えるだけでなく、人々が歩いてみたくなるような、快適で緑豊かな道路空間づくりを進めます。

緑化推進の方針及び施策の例	
道路 (街路樹)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の木を用いるなど、統一された樹種による一体性や連続性の創出、路線や地区ごとに異なる樹種を用いたテーマ性の創出など、個性的で魅力ある街路樹の整備に努めます。</li> <li>・特に、国道8号や(都)戸谷片屋線等の骨格道路網、JR 武生駅から伸びる(都)武生中央線、武生と今立を結ぶ路線など、多くの市民や来訪者が行き交う通りでは、本市のイメージアップを図る観点からも、街路樹や花などによる良好な道路景観の形成を図ります。</li> <li>・土壤や植樹枠の改良などにより、街路樹が大きく育つ環境を整備とともに、剪定方法の工夫により、一年を通して木陰ができる道路環境の創出に努めます。</li> <li>・また、植樹枠を利用して、地域住民が主体となって花植えを行うなど、市民とともに潤いのある美しい道路景観づくりに取り組みます。</li> <li>・道路の愛称募集や街路樹整備に際しての市民意見の募集、街路樹のサポート制度などにより、緑に関する意識や愛着心の向上を図ります。</li> <li>・沿道に位置する民地では、道路に面して高木を植栽するなど、道路空間と一体となった潤いのあるまちなみづくりに取り組みます。</li> </ul>
道路 (花壇、花)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道幅員が狭い生活道路など、現実的に街路樹を整備することが困難な道路では、路肩に花を植える、プランターを設置するなど、地域住民の主体による道路空間の緑化を推進します。</li> </ul>



道路空間を活かした緑のネットワークの事例

#### ④水辺空間を活かしたネットワーク

- 本市の水辺の骨格を形成する日野川をはじめ、吉野瀬川、浅水川、鞍谷川等の河川は、水質環境を保全・改善しつつ、堤防や河川敷を利用した散策路、親水空間の整備などにより、水と緑のネットワークづくりに努めます。

緑化推進の方針及び施策の例	
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野川では、河川敷を利用した日野川河川緑地や松ヶ鼻園地を適切に管理するとともに、これらをつなぐ丹南ふれあいスポーツレクリエーションロードの利用環境を高めるため、舗装の維持管理、休憩施設や小公園の整備等に努めます。</li> <li>吉野瀬川、河濯川、浅水川（文室川）、鞍谷川等においては、可能な限り河川本来の自然環境の保全・再生に努めるとともに、改修に当たっては、多自然型工法を用いて自然豊かな川づくりに努めます。</li> <li>併せて、身近に水に親しむことができる親水空間の整備、桜などの並木道づくりや花による修景など、市民の身近な憩いの場としての整備に努めます。</li> </ul>



水辺空間を活かした緑のネットワークの事例

## (4) まちの骨格を形成する緑を保全・活用する

### ① 緑豊かな山並みの保全

- ・越前市らしい景観の骨格を形成してまちの背景となり、また、希少野生生物をはじめとする多様な動植物の生息・生育地となる山地や独立丘陵地を広域的な緑地として位置付け、近隣市町と連携を図りながら、適切な保全に取り組みます。

#### 緑地保全の方針及び施策の例

- ・鬼ヶ嶽周辺や日野山周辺、唐木岳から権現山一帯の市境に指定されている保安林区域を今後とも適切に保全します。
- ・市街地の背景や地形的なランドマークとなる山地・独立丘陵地については、風致地区の指定を検討しながら、今後とも良好な自然環境を保全します。
- ・地域森林計画等の関連計画に基づき、広葉樹の植樹による広葉樹林面積の拡大、放棄竹林の拡大防止、松くい虫等の被害対策などに努めるとともに、治山治水を含めた総合的な環境保全対策を進め、森林の保全・整備に努めます。
- ・ボランティア活動によるゴミ拾いやパトロール活動等の森林の保全活動を推進するとともに、市民による森づくりを推進します。

### ② 広大な田園、山あいの里地里山の保全

- ・市街地を取り囲み、ふるさとの原風景となる田園、希少な野生生物の宝庫でもある里地里山を緑地として位置付け、宅地開発を極力抑制し適切な保全に取り組みます。

#### 緑地保全の方針及び施策の例

- ・農業振興地域内の農用地区域は、農業振興地域整備計画に基づき適切に保全します。
- ・優れた一団の農地については、農業従事者や関係団体等との連携を図りながら、農地の保全、維持管理に努めます。
- ・白山・坂口地区に代表される里地里山は、国・県レベルの絶滅危惧種が数多く生息する希少野生生物の宝庫であり、市民活動とも連携しながら、今後とも良好に保全します。
- ・水稻のほか、しらやま西瓜やサトイモ等の農業特産物の栽培を推奨するとともに、休耕田を利用した景観作物の栽培、ビオトープの整備など、地権者や地域住民の協力のもとにまちづくりとの連携を図り、田園空間の魅力と機能の向上に努めます。
- ・新たな建築活動や開発事業に対しては、既存の集落や団地開発との一体性に配慮するよう適正に誘導するとともに、地区計画や緑地協定等の活用による緑地の確保に努め、周囲の田園環境との調和を図ります。



日野山と田園風景



良好な里地里山

## ②個性豊かな緑の拠点づくり

- ・良好な自然環境と一体となって整備されている公園を緑の拠点として位置付け、市民の憩いや休息、遊戯、運動の場としてだけでなく、自然鑑賞や体験、環境学習の場などとして活用していきます。

### 緑地の活用方針及び施策の例

- ・丹南地域総合公園は、愛宕山が有する良好な自然環境や周辺の自然景観との調和を図りながら、丹南地域における核となる公園として整備を促進します。
- ・芦山公園、白崎公園、和紙の里公園、花篠公園等は、周囲の樹林地の適切な保全・管理と併せて、個性豊かな緑の拠点としての充実に努めます。
- ・市西部のみどりと自然の村、金華山グリーンランド等は、緑豊かな自然を活用した休養やレクリエーション空間として活用を図ります。
- ・市東部のハツ杉森林学習センターでは、水源の森としての天然の水源涵養林づくりを進めるとともに、自然体験型のレクリエーションの場、環境学習の場として活用を図ります。
- ・坂口地区一帯の里地里山では、エコビレッジ交流センターを中心に、豊かな自然環境を活かした環境学習の拠点として活用を図ります。
- ・その他の山地・丘陵地においても、各種法令との整合性に配慮しながら、散策路や登山道、まちを見下ろすビューポイント等としての活用を検討します。



ハツ杉森林学習センター



エコキャンプの様子



村国山（芦山公園）からの眺望



佐山姫公園からの眺望

## «緑化推進に向けた市民、事業者、行政の役割»

施策の柱	市民（市民、地域、団体等）	事業者（設計・施工者、企業等）	行政
市民のニーズに合った 緑豊かな公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園計画ワークショップ等への参画</li> <li>市民協働による公園づくりの場への参加</li> <li>地域の木や花植え、花壇づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化基準等に応じた緑豊かで利用しやすい公園計画</li> <li>木陰のできる高木の植栽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘致圏等を考慮した公園緑地の適正配置、整備促進</li> <li>市民参画による公園計画・公園整備の場づくり</li> <li>公園整備に関する緑化基準の規定（緑被率等）</li> </ul>
協働による緑の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>草刈り等の公園緑地の維持管理</li> <li>生活道路や河川・用水路等の清掃</li> <li>河川や山間における不法投棄等に対するパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園樹木（高木等）の適切な維持管理</li> <li>生活道路や河川・用水路等の清掃</li> <li>街路樹の適切な維持管理（剪定の工夫）</li> <li>河川や山間における不法投棄等に対するパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や山間における不法投棄等に対する監視体制の強化</li> </ul>
住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>生け垣づくり、ガーデニング等</li> <li>緑地協定、建築協定等の自主的なルールづくり</li> <li>空き地やまちかどを利用した花壇、小公園づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな住宅地づくり（開発行為）</li> <li>駐車場や壁面等の緑化（マンション等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地規模や緑化に関する基準づくり</li> <li>地区計画制度等の活用</li> </ul>
商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の緑化、プランター・フラワーポット等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上や壁面、駐車場等の緑化（大規模な店舗・事務所等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化に関する基準づくり</li> </ul>
工業地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立地法等に基づく緑化（壁面、駐車場、敷地等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場の緑化に関する届出指導</li> </ul>
ランドマークとなる樹木の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の緑に対する保存意識の高揚、適切な維持管理</li> <li>行政に対する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発や木竹の伐採等における良好な樹木の保存、他の場所への移設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な樹木の生育状況の把握</li> <li>天然記念物、景観重要樹木等への指定</li> <li>樹木プレート等の設置</li> </ul>
緑化意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>花壇コンクール、緑化コンクール等への参加</li> <li>イベント、教室等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花壇コンクール、緑化コンクール等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花壇コンクール、緑化コンクール等の表彰制度の創設</li> <li>イベントや教室等の開催、広報やホームページ等への情報掲載</li> <li>樹木や苗木、花の種の配布（結婚、出産、新築祝い等）</li> <li>学校教育（環境教育）との連携</li> </ul>
支援体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>緑に関する専門・高度な知識や技術の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治振興事業や住みよい街づくり推進条例等の活用</li> <li>生け垣づくり等に対する補助</li> <li>緑の相談窓口の設置、緑の専門家や樹木医の育成・登録</li> <li>景観法等の関連する法制度の活用</li> </ul>
顔となる国府のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎮守の森等の地域の緑の保存</li> <li>商店街の緑化、プランター・フラワーポット等の設置</li> <li>植栽樹等を利用した花植え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな施設づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き地やまちかどを利用した花壇、小公園づくり</li> <li>街路樹の整備、回遊性のある並木道づくり</li> <li>公共施設の緑化</li> </ul>
文化が薫る万葉の里づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎮守の森、竹林、屋敷林等の地域の緑の保存</li> <li>越前の里公園、万葉菊花園等の維持管理</li> <li>花を利用した沿道やまちかどの緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな施設づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地規模や緑化に関する基準づくり</li> <li>周囲の自然環境を活かした緑地の整備</li> </ul>
歴史と伝統が息づく和紙の里づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎮守の森、薄墨桜等の地域の緑の保存</li> <li>佐山姫公園、花籠公園、和紙の里公園等の維持管理</li> <li>花を利用した沿道やまちかどの緑化、鞍谷川等の花植え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな施設づくり</li> <li>周囲の山林の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山林の保全（開発の抑制）</li> <li>鞍谷川沿いの桜並木の保存</li> <li>潤いのある回遊ルートづくり</li> </ul>
公共公益施設・教育施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館等における緑化、ガーデニング</li> <li>学校や休耕田等を利用したビオトープづくりへの参画</li> <li>卒業記念樹等の植樹</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな施設づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高木等を用いた敷地の外周への植栽</li> <li>敷地や駐車場の芝生化、壁面や屋上の緑化</li> <li>学校ビオトープづくり、シンボルツリーの植樹</li> </ul>
道路空間を活かしたネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち葉の清掃</li> <li>植栽樹等を利用した花植え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち葉の清掃</li> <li>植樹樹の改良、街路樹の適切な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続性やテーマ性のある街路樹の整備、適切な維持管理</li> <li>道路の愛称募集、街路樹のオーナー制度</li> </ul>
水辺空間を活かしたネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>川を汚さないライフスタイルへの転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川への工場排水等の流入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷等を利用した緑地・散策路・自転車道等の整備</li> <li>景観に配慮した環境型の護岸整備、親水空間づくり</li> <li>下水道整備による河川への生活雑排水等の流入防止</li> </ul>
緑豊かな山並みの保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の適切な維持管理</li> <li>ゴミ拾い、不法投棄等に対するパトロール</li> <li>市民による森づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の適切な維持管理</li> <li>ゴミ拾い、不法投棄等に対するパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林、風致地区、特別緑地保全地区等の指定</li> <li>広葉樹林面積の拡大、放棄竹林の拡大防止、松くい虫対策</li> <li>森林部における宅地開発の規制</li> </ul>
広大な田園の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園の適切な維持管理</li> <li>休耕田等を利用した景観作物の栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園環境との調和に配慮した、緑豊かでゆとりある開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園部における宅地開発の抑制</li> <li>里地里山の保全、再生</li> </ul>
個性豊かな緑の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然環境を活かした環境学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな公園づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然体験型レクリエーション、自然・環境学習の拠点整備</li> <li>散策路、まちを見下ろすビューポイントの整備</li> </ul>